

子ども・子育て支援事業計画策定の考え方

市の状況

子育てプラン・うべ
次世代育成支援行動計画

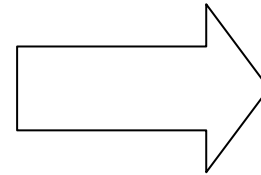
宇部市子どもすくすく条例
(宇部市次代を担う子どもをすくすくと育てることの推進に関する条例)

市の現状
・出生状況
・保育園待機児童なし
・学童保育クラブの実施状況
・病児病後児保育事業

宇部市総合計画 前期実行計画
「安心して子育てできる環境づくり」

《取り組み内容》
保健・医療・福祉・教育・地域が連携し、安心して子育てできる環境を創ります。

ニーズ調査の実施
・子育て支援サービスの現在の利用状況や今後の利用希望を把握



国の動向等

社会的動向
・急速な少子化の進行
・結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
・子ども・子育て支援が質、量ともに不足
・子育ての孤立感と負担感の増加
・待機児童問題
・学童保育クラブなど、子どもの居場所問題

子ども・子育て支援3法 平成24年8月成立
①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
②保育の量的拡大・確保
③地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援法 第61条第1項
市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

課題の把握

子ども・子育て家庭の状況及び需要

- ◆ 3歳以上の子ども（学校教育のみ） ⇒ 1号認定子ども
- ◆ 3歳以上の子ども（保育を利用） ⇒ 2号認定子ども
- ◆ 3歳未満の子ども（保育を利用） ⇒ 3号認定子ども

○幼児期の学校教育・保育事業の量の見込みの推計

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計

《計画期間》
平成27～31年度

《必須記載事項》
○教育・保育提供区域の設定
○幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期
○幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

《任意記載事項》
○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備

策定作業の流れ

ニーズ調査の実施



調査結果 集計・分析



事業見込み量の算出



計画（案）策定



最終調整



計画策定

宇部市子ども・子育て支援事業計画の策定（5か年計画）

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

幼稚園
保育所
認定こども園 など